

- ・ギャンブル等依存症対策基本法（以下基本法）において、ギャンブル等依存症対策推進基本計画については少なくとも3年ごとに検討を加え、必要があると認めるときには変更しなければならないとされている。
  - ・ギャンブル等依存症対策推進基本計画（平成31年4月19日閣議決定）は令和4年4月にはその策定から3年を経過したこととなる。
  - ・基本法においては、変更の案を作成しようとするときには、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かなければならないとされている。
- ⇒ 事務局として、変更等に係る関係者会議のスケジュールは以下を想定

（参考）ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）〔抜粋〕

第12条第6項 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

第25条第2項 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かなければならない。

一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき。

二 (略)

第25条第3項 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

